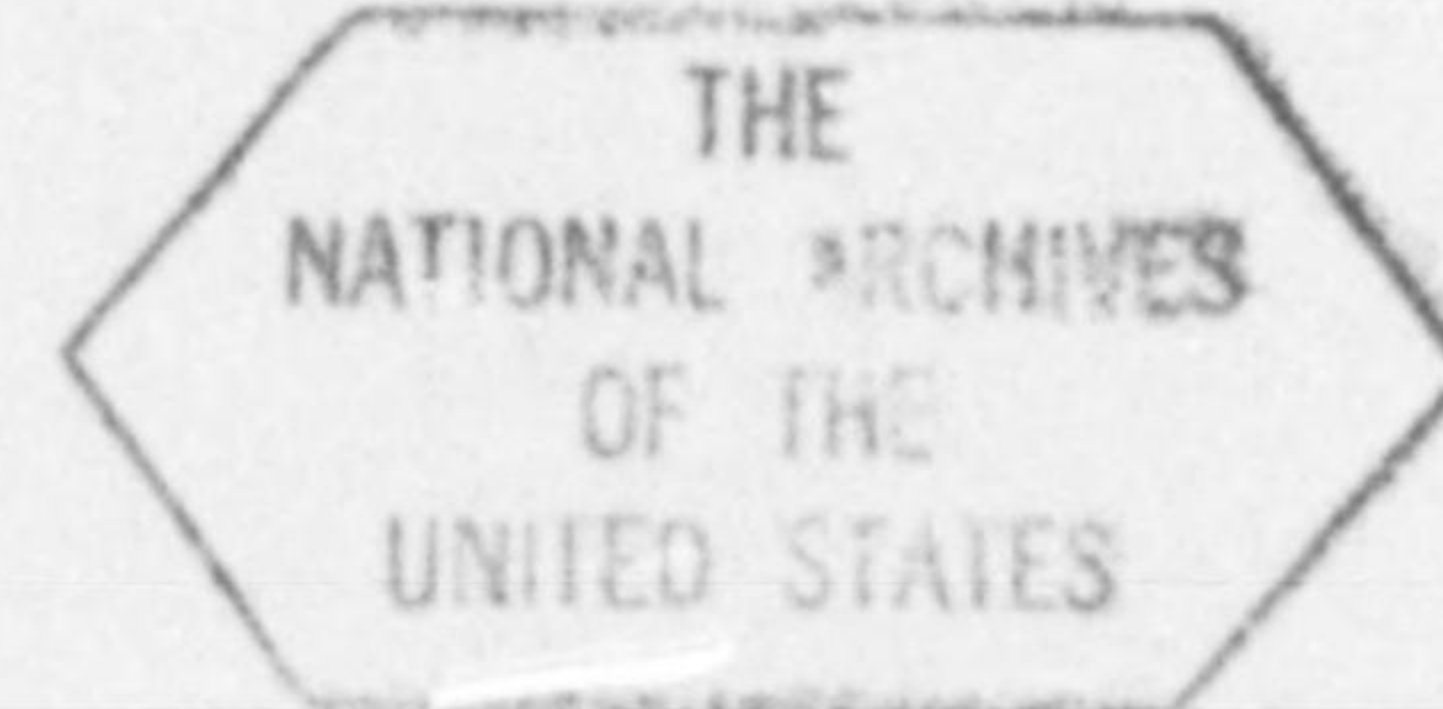


775 OK3

GHQ/SCAP Records(RG 331)  
Description of contents



- (1) Box no. 2743
- (2) Folder title/number: (11)  
 Kawasaki City Labor News

(3) Date: Feb. 1950 - Apr. 1950

(4) Subject:

Classification	Type of record
9742.1	t

- (5) Item description and comment:
  - i) Kanagawa
  - ii) News Pamphlets: "Kawasakishi Rodo Joho"

(6) Reproduction:  Yes  No

(7) Film no.

Sheet no.



# 川崎市労働情報

## スト突入を決定

### 日本コロムビア難航

日本コロムビア（港所一三五、音盤・ラジオ製  
造）では去る一月十八日労働協議会の席  
上組合側に対し左記各項を申し入れた

一三七〇名を目標とする人員整理（現在

一三二一名）

一 補助従業員（日傭）七〇名を含む

二 今月末を期して実施する

三 残存者の給子については現行（私を

一四〇〇〇円、工費一〇〇〇〇円）の二割引下

三 就労時間の一時間延長（現行七時間）

四 厚生施設（理髪、靴修理、歯科、内科）と

五 独立採算制とする

六 希望退職者については退職手当に閉し

現行規定に平均月収二ヶ月分を加算する

一月二十一日会社側は右申入に対する回答を

No. 1  
1950. 2. 10  
発行所 川崎市砂子一丁目五八番地  
川崎市役所労働課 千二百三十七  
編集兼発行人 海野才知

求めたが組合（中立）は全面的反対を表明す  
ると同時に斗争態勢を確立すると共に斗争  
宣言を發した  
次いで二十七日会社側は五日間休業を發表、翌  
二十八日から実施した。その間死傷者若干の  
理者に対して夫々個人通告が行われた。その何  
れにも属してはいない従業員若干あり、その後  
衛の結果三十一日から操業再開と決定  
二月二日臨時大会において実力行使問題を検  
討し賛成七八四票（反対五〇票）を以てストを  
決議、五日十五時から四十八時間ストに入ると  
なると全従業員中約三割が株式所有者であり  
たため組合側としては斗争方式の確立は下し  
容易かつ一方会社側には経営難打開には  
整理及改良下り止むを得ないとし相当強硬  
な態度を持しており今後難航が予想される  
スト解決を再発足  
東洋内燃機



(2)

東洋内燃機(市ノ坪五八一、澳船工シ  
ン製造)では給料運配解消、特別費予  
(襖費金、達成費)等の諸内題を一月  
十二日から労組(総日監金届加盟、組  
合員一八五名)と国交を繞りていたが  
ついに組合は臨時大会において一六  
票対一二票でスト村行使を決定し、式  
に次の要を提出して二十一日八時か  
ら二十四時間ストを実施した  
十一月、十二月分達成費(目標生産  
額達成の際支給される賃金)、襖費  
金全額支給(平均八〇〇〇円、総額  
一三〇万円)

2. 労働協約即時締結  
3. 給与体系の確立(襖費金、達成費、  
本人手当、物価手当、本俸、加給金  
家族手当等現行は複雑を極めている)  
4. 赤字補給金(三〇〇〇円)支給  
5. 月産三台の件  
現在近海漁船エンジン月産四台に對し  
て襖費金、生産達成費が支払われてい  
るが昨年十月、十一月に生産の空白を  
生じたためその支払にスレが出来ない  
ので等々含む給料運配が平均六五〇〇

円となり終にこの強硬態勢に出たもの  
である  
一月二十二日左の条件で妥結し労資協  
力して再発足することになった  
1. 要を七〇名支給  
2. 二月一日から小委員会を開いて交渉  
する  
3. 全右  
4. 組合側で自発的に撤回  
5. 小委員会を設け  
スト成功、組合要求大半とおる  
帝口通信工業  
帝口通信工業(町指西仲所三三五、ラ  
ジオ・スピーカー、内抵抗器、自動車部  
品製造)では旧職以来賃金運松がつか  
き、十二月分十六名までしか支払わな  
いなかうたのを一月九日左記要求の下  
に団体交渉に入った  
1. 運松解消目標 五月  
2. 一月分支給総額 一七〇万円  
3. 二、三月分支給総額 各二三〇万円  
之に對して会社側は夫々次のように回答したが一月  
二十三日組合はこれを不満として一斉ストに介望二



(13)

十四日から二日間波状（部分）ストに入つた  
 1. 対しては 七月 受諾  
 2. 各二〇〇万円  
 3. このような借勢の中で交渉が進められた結果左記条件で妥結し労組の要求は大半解決せられたが近々中に人員整理の夙願もあり今後の成行が注目される  
 1. 組合案を受諾  
 2. 全右  
 3. 各二二〇万円支給

労資双方、地労委幹旋案を受諾

不二越精機へ本月住吉所一八八五、自動車修理工作機械及び活字彫刻機製造などは昨年以來遅延がいつおいては、労組へ中迄、組合員八五名は一月下旬十九日までに十一月分残金五〇〇万円支給を要した。拒否されたため臨時大会で検討の結果六九票対四票を以てストと決議し二十一日二十四時向スト突入、引続き四十八時向ストと実施した。

次いで二十四日七二票対五票で地労委に幹旋依頼を可決、爾後左の案が示され二十六日労資双方がこれを受諾した  
 1. 十一月分残額、十二月分は三月まで解消  
 2. 一月分からは定期に支払う

東洋カイカスト地労委報告で十四名解雇からスト突入  
 東洋カイカスト川崎工場（小田中一三四〇、金属工業）では一月十五日経営困難を理由に十四名解雇を発表して労組（総月盟全属加盟）と交渉中であつたが組合では十七日の臨時大会で賛成二五票、反対二票、無効一票を以てスト執行使を決定した。ついで二十九日地労委に調停を依頼する一方調停終了まで条件として二十一日からスト突入、二十五日に再び地労委から示された左の報告案に基いて妥結しストを中止した。人員整理を白紙にかえすこと、ストを中止すること  
 本会社は専手十二月二十日合資会社



(4)

から株式会社再編成し幹部陣にモ  
テの変更があつた模様で近日中に内容  
を再整備した人員整理案を発表する  
のと見られてゐる

右派、大会で押切る

池貝鉄工所、長期斗争にケリ

旧職人員整理を発表以来紛争を  
ついでに池貝鉄工所神明工場へ  
六〇、機械器具工業では整理組  
と組との足並揃へずと整理組  
部における左右派の対立が表面  
小従来の方針打ち切案と法廷  
その他凡ゆる方針打ち切案と  
とす従来の方針堅持案とが激しく  
み合つたま、一月十四日臨時大  
大会ではまず採択方法を決定し  
票へ二分の一を可とするの  
七票へ三分の二を可とするの  
半数制を確認、次いで斗争打切  
一票対一、二票で可決した、水  
り十七日左記条件の下に会社側  
を受諾し二ヶ月に及ぶ長期斗争  
符を打つに至つた

- 1. 就取斡旋に努める
  - 2. 予告手当増額
  - 3. 寮、社宅居住権一ヶ年を認める
  - 4. 餞別金を出す
  - 5. 退職金は臨時規定による
- なお十五名が地労委にカセ条違反として提訴し整理を拒否している

地労委委員

労働者側候補者推薦  
使用側候補者推薦

期間 自2月11日至3月31日

一労働組合、一使用者団体は何人でも候補者をスイセンすることができる

賃金ベース改訂を要求

川崎市役所労組

川崎市役所労働組合へ砂子一、五三、  
組合員一八〇名ではこのほど左  
記によつて賃金ベース改訂要求を市  
長宛提出したが二月六日一回々答  
を受けることになつてゐる  
1. 現行六三〇七円ベースを九七〇  
円ベースに引上げることに附上昇  
率) 九七〇円ベースの實施は一月一



(5)

日とする  
 3. 給与改訂までの暫定措置として差額を一月分より支給する  
 なお、労組では右要求を併行して能率増進運動を実施し、対市民サービスに力全を期している

能率増加給金引下げか

日本冶金川崎工場

日本冶金工業川崎工場へ小島新田七〇七、ステンレス、アルミ、普通鋼製造では昨年九月約五〇名の人員整理が行われ、旧職以来少々の賃金逓増があるが、一月初旬能率増加給金へ本俸が基礎数字となつて算定され平均三〇〇丹程減した一割五分引下げを会社側から申入れたので、労組へ中立的組合員六八〇名では目下之が対策を検討中である

こゝばかりは無風帯

徳永カラス川崎工場

徳永カラス川崎工場へ大川町九、牛乳工場、ワクタン工場製造の経営状態は、わめて順調の模様で人員整理、賃下げ、

賃金逓増等は全く考へられぬばかりか本年に入つてから既に二十五名を計規採用しており、経営者の進歩的傾向と相俟つて労組へ全日化材属、組合員一六〇名も亦、昨年末に労賃校調の実を挙げている、昨年未には越年資金平均一五〇〇〇円が支払わ

人員整理の始末くすぶる

三菱化工機川崎製作所

三菱化工機川崎製作所へ大川町五、化学機械、運搬機械製造では去る十一月十五日三六六名の人員整理を発表したのがその内若干名が裁判所へ、仮処分申請をうけ、地労委へ不当労働行為提訴を行ひ、これが未だ終結しておらず、二月九日判決予定、未復業者十名の解雇について之と、同様の斗争を継続中である、その他賃金逓増、厚生施設及び通勤費等に拘する実収四〇〇円切下げ、実働七時間の一時間延長等の問題あり、会社側と労組へ中立的組合員四五〇名との対立は、かなり深刻と見







# 川崎市労働情報

No. 2  
1950 2 15

発行所  
川崎市砂子一丁目五八番地  
川崎市役所労働課  
〒二五二一七  
編集兼発行人  
海野才知

## 日出製鋼、三十名整理で採む

日出製鋼株式会社（京町二ノ四八、鋳物製造）では二月一日口頭を以て三日名の人員整理を通告し同七日には文書により同種趣旨を正式に組合側に申入水たが退取手当は次々とおりとなつてゐる

勤続一年未満 解雇予告手当あり  
一年以上 一年に三ヶ月平均日収  
二年以上 二ヶ月の二割増

(1)

3. 希望退取者については右の五割増  
之に対して労組へ産別全床加盟組合  
員一〇九名は絶対反対を表明、組合  
理内容の実際調査を基礎として会社側  
と団体交渉中であるが外部団体の支  
援もある模様で成行が注目される。同  
事現場では賃金の一部たる生産費

賃金が十月後半から遅延中である

## 人員整理で紛争再燃 東洋内燃機

東洋内燃機（市、坪五八、造船工  
ンジン製造）では去る一月末ストライ  
キを含む争議によつて賃金遅延問題に  
関し一応の解決を見ていたが、このほ  
ど売掛金回収不調、受注減少等を理由に  
二月四日五〇名の人員整理を発表し  
ふた、び紛争に突入した。労資双方  
共外部からの支援を得て目下団体交  
渉中

## ついに二十四時間スト実施 日鉄富士製鋼所

日本製鉄（輪西、釜石、本社、富士、大  
阪、広畑、八幡、従業員総数五三〇〇名）  
では昨年十一月末能率引下げ（平均二



(2)

53000円)が行われ十一月合計五三三〇円に達し、又労務協約が期限満了により失効した、ゆえに代る新協約の締結をめぐって日鉄労組連合会として争議態勢に入ったが先般八幡、輪西がまずストに突入し次いで本社、広畑などストを実施したのを傘下たる富士製鋼所(大師河原二二四、従業員三四〇名)に左派及し右派といわゆる労組の態度が注視されてきたところ、九日臨時大会において二六七票対二三三票(無効四票)を以てスト執行便を決議、十日十九時を期して二十四時間ストに突入した、しかし日鉄争議は全向的向題であるので本事業場今後の動向に中央情勢の変化にそつら、順応すると思ふ向がよい

なお賠償指定工場であるため会社側と組合側との協定にストを以てスト中九十九名の保全委員を配置した

日本コロムビア、対峙のまゝ推移

既報) 人員整理、賃金切下げ等の諸向

1. 問題をめぐって紛争中の日本コロムビアでは去る二日臨時大会において決議された四十八時間ストを五日十五時から実施中のところ会社側から左記各項の申入があったので組合側は之を諒承の上六日十七時一旦ストを中止した

2. ストを中止された会社は七日に譲歩案を提示する

3. 譲歩案は最後案である

4. 七日十四時から団体交渉を再開する

5. 譲歩案は放棄して大局を考慮して提案を再検討するとの意である

6. 翌七日団交が再開され会社側最後案が次のとおり提示された

1. 人員整理は三七〇名から七六名を減す

2. 賃金切下げは撤回しない

3. 労務協約延長はこれを撤回する

4. 組合側としては爾後連日合議を雨いて検討中であるが未だに結論に到達しておらず退職金増額(会社側提示案現行規定十平均三ヶ月)に斗争の重点を指向するのではないかと見られている、十五日大会を期して最終的態度を決定するはず



# 川崎市労働情報

## 事態推移を静観か

### 日鉄富士製鋼所

「既報」能率給引下げ並びに労働協約をめぐって十日夕かきストに突入した日鉄傘下富士製鋼所（大師河原ニニ四四）では予定とおり二十四時間罷業を実施した後翌十一日夜勤者から平常におり就業、全般的事態の推移を静観することとなり目下のところカニ次ストは行わぬとの見込みかと思われ小るに至った。なお日鉄連合会としては大阪工場が十三、十四両日ストを実施し又輪西の焼結部向が新たにストに入ること、なつた。

## 労務員、退職金を歩み寄る

### 日本コロムビア

「既報」去る一月十八日人員整理問題発生以来すでに一月を閲した日本コロムビアで

No. 3  
1950. 2. 20

発行所  
川崎市砂子一丁目五八番地  
川崎市役所寄附課  
〒二五二一七七  
編集兼発行人  
海野才知

は組合側は二月十五日臨時大会を開催したの各項を一括した単独議案が中斗から提案された

1. 会社経理の窮状を認めざるを得ない  
2. 従つて賃下げを諒承する  
3. 余剰人員を生ずることは認めらるが一方的首切りは絶対反対する。従つて退職金を増額（現行規定十月収六ヶ月分）することにより希望退職者を以て之を充當したい  
右に於いて採決の結果賛成五七八、反対二一九、白紙二六、無効一を以て原案を可決した  
次いで十七日の団体交渉において会社側から次のよう提案がなされ組合では直ちに職場斗争委員会を招集して討議中であり二十日頃までには結論を出したい

(1)



(2)

意向のようであるが、この会社側申入によりて現段階における主要争点であった退取金問題につき、労資双方が急速に歩み寄った形で本争議もようやく暗礁を脱したものと去うことが出来よう。

希望退取者を二十一日まで再募集し同日から新定員制を実施する。

2. 退取金については規定額のほかに予告手当四ヶ月分及び金一封(五ヶ月)を支給する。

3. 二割の賃下げは二月分給料から実施する。

### 福利厚生施設を強化

三菱化工機工場

「部既報」三菱化工機川崎製作所(大川町五)では、このほかに労資双方の協力により、済会を組織し福利厚生施設を強化することになった。すなわち会費として組合員は四〇円、会社側は従業員一名につき一、二〇円、計一六〇円(以上いずれも月額)を積立てて之を財源として慶弔資金を夫々次のように増額した。

1. 出産手当 一、五〇〇円から四、〇〇〇円に  
2. 結婚手当 三、〇〇〇円から六、〇〇〇円に  
3. 本人死亡の時 不定から一〇、〇〇〇円に

昨年末紛糾中の人員整理問題は裁判所への仮処分申請に対する判決が二月九日予定であったが二十一日に延期され、又解雇された未復員者については次のようになつてゐる。

1. 二月七日 才二回口頭辯論(組合側)  
2. 同 才七日 才三回口頭辯論(会社側)

### 当面の目標、労働協約

昭和電工川崎工場

昭和電工川崎工場(麻町二八、機安製造)では目下比較的平穏な労働情勢にあるが、労組(硫炭運加盟、二、一五〇名)では先般三役はじめ執行委員(六名)、中央委員(二四名)の定期改選を終了し当面の目標を新労働協約の締結において準備をすすめている。

なお同労組では二十一日組合結成四週年を迎えるので大山郁夫氏講演「全面講和か単独講和か」はじめ多岐な行事を行う。



(3)

十一名減員を要す

東洋内燃機

二月四日五〇名人員整理を発表して紛議中の東洋内燃機(市、坪五八一)では九日に至り会社側から十一名の減員を申入小翌十日臨時大会において大多数がこれに賛成、労組側は会社側提案を呑み争議を要結すること、なつた整理対象者は各部内別の余剰人員男子三四名、女子五名であり退職金は次のとおり最高五万円、最低一万五千元である

勤続一年以上二年迄	規定額十一・五ヶ月
二年以上三年迄	二ヶ月
三年以上四年迄	三・五ヶ月

近く賃上げを要求提出か

昭和石油川崎製油所

昭和石油川崎製油所(扇町四六)では本年一月二十日操業を再開、現在までに油槽船三隻約三五〇〇トンへ二一〇、〇〇〇バレルの原油が入荷し一日平均三、〇〇〇バレルを処理しており経営は概して順調と見られてゐる

同労組へ給付盟をらびに全口石油産業労組協議会加盟、組合員三〇〇名)では目下現行を三〇四〇〇円程度上廻る新賃金案を準備中であり来月中旬を期して要求を提出する模様である

組合側、整理人員削減を予期

日出製鋼川崎工場

「既報」三〇名整理で困交に入った日出製鋼ではその後大きき変化なく既合いを叩きつけているが組合(産別全労連)の見解では有利な新規受注が本格化したので整理人員は恐らく大巾に削減されるものとしている

議長に東芝堀川町労組

川崎地区労

川崎地区労協組合核議会(砂子一、五三、市役所内)では二月十五日委員会において役員改選を行い各役員を選出単組を決定、この結果議長に東芝堀川町副社長に池貝自動車、昭和電線が当選した、具体的人選については三月初旬出揃うはず



(4)

を、お当りの得票数次のとおり

議長 東芝堀川町 一〇四票

昭和電線 二〇四票

池貝自動車 〃

池貝自動車 一〇四票

副議長 昭和電線 九四票

このほかに次の二団体は地区分には加入した

八川崎土建一般労組取安支部

組合員二、〇〇〇名であるが一日平均八

〇〇名が就労しており、会費を負担し

得る四〇〇名が登録加入

2. 在日朝鮮民主女性同盟川崎支部(浜町

三丁目、一〇〇名)

### 大会で斗争宣言

#### 縣民主労組共斗

口鉄、全通、日教組、自治労校、全造船、徳日盟、新産別、約二十万組合員を傘下に収める右派系の神奈川縣民主的労働組合共同斗争委員会では十七日十時から勤労会館(横浜市中区神奈川区浦島ヶ丘)において代表者約四〇〇名出席の下に要承貫徹総躍起労働者大会を開いて左記各項を決議し知事、縣会議長、横浜、川崎、横須賀、藤沢各市長をうけに各市会

議長宛に同格趣旨の要請書を手交した

1. 南武線、鶴見線、松山下の絶対反対

2. 官公労組の困支、罷業権の奪還

3. 低米価と地方重税に反対

4. 賃下げ、首切り絶対反対

5. テレフレ算の打破による産業復興

6. 九、七〇〇円ベース即時実施

7. 口鉄、専売裁定の即時実施

8. 五〇万トン裸備船絶対反対

なお同日役員として委員長恩田(全通)、副委員長野口(産別)、相沢(口鉄)、事務局

長中村(徳日盟)と正式決定した

セネスト態勢を再確認

国会共斗委大会

去る六日セネスト声明、次いで十五日総司令部エーミス労働課長のこれら禁止に因する言明が傳えられ成行を注目されていた口鉄共闘委員会三十五単産では十八日十三時から皇居前広場で組合員約三万名参加の下に労働者大会を開催、加藤(口鉄)、武藤(炭労)氏らを議長に賃金ベースその他について決議し各方面への要請を兼ねて都内をデモ行進の後十五時半ごろ解散



(1)

# 川崎市労働情報

## 勤くか、東芝労連

東芝労組組合連合会（堀川所セニ、三六組合一四、ロロ名、産別全電上加盟）は去る一月以降基準外賃金現行二割増（目標額九、七〇〇円）を要求中であつたが会社側が回答（総額一〇〇万円増）を不満とし二月十六日から前記を以て取階利反対など困交に入り連合会中では実力行使を決定、傘下たる堀川所、柳町、三重、押切（愛知）川口、砂所（兵庫）、鶴見、大阪など各分会でもストと決定したと云われるが連合会中ではイデオロギーの如何も向かず関連産業労組に共同斗争を申入れ、さらに二十二日南関東賃上げ協議会では東芝、三菱、埼玉各労組に呼びかけ一汁平穏を保た

No. 4  
1950. 2. 25

発行所  
川崎市神子一丁目五八番地  
川崎市役所労働課  
千三三二一七

編集兼発行人  
○海野才知

東芝に再び險悪を雲行が見られる  
を労組側が交渉について団体交渉中で目下の争点は組合員の範囲問題であると云われているが、堀川所分会では二月二十日本件に關して地労委へ提訴の手続きをとつた

### さつと一萬円が水準

#### 縣内左派系労組

「部既報」三月危機説が傳えらるる所柄ゼネスト斗争と真向にふりかゝり縣内各派系労組に對して主として縣労会議に所属する左派系労組組合では賃上げ要求を掲げ、さつと一萬円とする形勢にあるが、その主なるものは次のとおりで平均約一〇、〇〇〇円内の水準が祖わらるる（印川崎市内所在）

- 東和製鋼 一五、〇〇〇
- 池貝鉄工 一〇、〇〇〇
- 東海鋼業 九、〇〇〇
- 月島機械 一三、〇〇〇



(2)

三菱木材 一、〇〇〇  
 浦賀ドラク 九、六〇〇  
 ◎東芝労連 九七〇〇  
 日通工業 一〇、〇〇〇  
 石川島ロービン 一〇、三六七  
 全日通 一、五〇〇  
 ◎日立労連 基本給二六〇名増  
 ◎電産 一、二〇〇〇 富士フィルム 二〇〇名増  
 このほかには賃上準備をすゝめていゝものも次々とあり

浅野ドラク、鶴見造船、日本内燃機、いすゞ、日産、私鉄、三菱化工機、古河電工、大日本塗料 等

### 核約、賃金の両面作戦

#### 富士通信機

富士通信機製造株式会社(上小田中一〇一五)では過半数未労協の締結をめぐって会社側と組合側(川崎、後坂、下館各分会、組合員四〇〇名、無所屬)と1向に団体交渉が続けられていたが、未だに両者の意見がまとまらず、目下経営者、苦情処理、紛争処理、ユニオン・シヨツク等の諸問題が論議されていゝ。

一方組合側では本俸十五名増の新賃金案を専任委員会で決定し三月三、四日に予定されていゝ臨時大会に諮つてから要求するは未

### 挙げて生産復興斗争へ

#### 東亜計器岩川崎工場

東亜計器工業株式会社(上小田中一〇三三)では昨年七月六日名(内二〇名希望退職)の人員整理を行つたが、企業を縮小したか、前後組合側(後日盟全属加盟、組合員三二名)では未だの遺托を解消すべく一切を挙げて生産復興斗争を強力に推進中である。

### 月余の争議終結す

#### 日本コロムビア

「報新」日本コロムビア株式会社(港所一三五)では一月十八日以來人員整理問題その他をめぐって紛争を続けていたが二月十七日会社側から提示した最後案の線に妥協、発生以来月余に亘つた紛争は、ここに終止符を打つことになった。

なお希望退職者を募集中心とする締切期限の二十一日までに目標整理人員三九五名を上廻つていゝと傳えられ、賃金引下げについては会社案とあり二月分給料から実施される予定



(3)

### 賃金遅拂向をなく解消か

日本燃化機

日本燃化機製造株式会社（櫻本町三一九、上本機械、化学機械製造）では昨年七月以後賃金遅拂が起つていたのを労組（無所属組合員二〇〇名）では之が急速解決を企図し二月十六日臨時大会において定時向作業競争の執行部から提案されたが賛成三七票、反対四七票、白紙二〇票を以て否決された為、今後は団体交渉により解決をはかることになった

しかし会社側としては来る三月十五日までに遅れ解消の自信を声明しており又その可能性も充分と信じているので要は時向の問題と見られれている。本年初頭ごろから経営状態は急速に好轉し、あるとの観測が強い

### 富田工場肉鎖が問題

アルマイト工業

アルマイト工業株式会社（櫻本町三二二、アルミ製品皮膜加工）では傘下なる川崎、古田谷、名古屋、大阪（三ヶ所）、倉敷、桐生の

各工場従業員中三八〇名の人員整理と昨年未実施したが今回さらに大阪工場を肉鎖して約三九〇名を解雇する旨通告があったので労組（総同盟全口化学加盟、全組合員数九〇〇名）では近日中に大会、執行委員会等を持って態度を決定するものと見られてい

### 七七条違反で全員復取す

三菱化工機

「既報」三菱化工機川崎製作所（大川町五、化学機械、造紙機械製造）では去る十一月十五日人員整理を行なったがそのうち若干名が不当労働行為として地労委に提訴中。ところが二月二十二日労組法七十一條違反と裁定され全員復取することになった

### 法規対策研究会開かる

労農校授会川崎支部

労農校授会川崎支部主催労働法規対策研究会は二月二十三日午後一時から川崎市役所



(4)

二階会議室で開かれ東芝、いすゞ、三菱化  
 工機、昭和電工、特殊製鋼、池貝神明、日立川  
 崎等の各労組代表者約30名出席の下  
 に現在各方面で問題になっている不当労  
 働行為に関する提訴、身分保全処分申  
 請その他の問題につき、自由法曹団岡崎一  
 夫氏との間に質疑応答を行い午後五時解  
 散



# 川崎市労働情報

No. 7  
1950. 3. 18

発行所  
川崎市砂子一丁目五八番地  
川崎市役所労働課  
千二百二十一七  
編集兼発行人  
海野才知

## 賃上げで無期限スト突入

### 東京機械製作所

東京機械製作所玉川工場（市内新丸子東三  
一三五）輪軸機製造、従業員三〇〇名）は昨年  
末以来給与ベース改訂をめぐって組合（産別全  
属加盟）と折衝中であつたが、同年末一時全給  
額一ニ〇万円、平均二四〇〇円支給で一応の妥結  
を見ていたところ、本年に入るや組合側では左記  
二項を要求し、爾後経営協議会五回、団体交  
渉五回が行われたが容易に妥結点に達しな  
つた。

一、三十五年一月分より総額三〇万円、平均六〇  
〇円の昇給実施

二、従来会社負担であつた従業員の勤勞所得税

につき最近における規制改革に伴う減税分の本俸線  
入れ（総額一六万円、平均三〇〇円）

組合では三月九日臨時大会において三六五票対二九  
票（無効一票）を以てストを決定する一方昇給案  
につき、二月分はこれを撤回、減税分追給のみを最  
後案として申入れたが要求貫徹に至らなかつたに十  
一日午後六時交渉は決裂、即時に無期限ストに突  
入したため会社側は工場休業を宣言し、これに全く対  
立状態に入ることとなつた。

その後十六日、国交が再開されたが二項中二、三月  
分ハ不返りに対する給与については一応の妥結が見  
出されたが、爾余の問題に関しては依然として停  
頓していると傳えられ、他方組合側のストも續行中  
であるので成行きが注目されている。

(1)



(2)

### 賃金問題に一段落

荏原製作所

荏原製作所(市内北加瀬五丁目、おとしろ送風器製造)では先般末労組(総同盟全属加盟組合員六八九名)との間に(1)出荷実数によるスライド給の確立(2)九、二〇〇円保証給の維持を中心として数回の論議が交際されてきたが三月十四日に至り交渉、左のとおり決定した。

1. 賃金委員会に附託して検討  
2. 承認

### 年度末手當を違法斗争で

川崎市役所労組

川崎市役所労組(市内砂子一五三、一八〇名)では十日九七〇円賃金要求貫徹臨時大会を開き新賃金と現行賃金との一、三三三円差額として年度末手當一月分(平均税込一〇、〇〇〇円)要求とこの具体的斗争方針として街頭宣傳と

定時退庁をケバに超過勤務拒否の基準法違反斗争態勢準備を決議、十二日市長に要求書を手交した。

を不同労組が加盟している上級全口団体たる日本自治団体労働組合協議会(自治労組、一五万名)では日教組、都市交通、都労連、全水連らと共に地方公務員、団体支店、労務協議会につきG・H・Qエーミス労務課長と会見

政令二〇一号(昭和三十三年七月)の拘束によって生ずる労務条件、給子その他については当初臨時人事委員会が設けられこれが保護機関となっていたが、これは口家公員法改正と共に解消し地方公務員には現在保護機関がないことになる。これは不合法であり、政令二〇一号の内容を検討するに、保護機関消滅と共にストライキを伴わぬ団体交渉の復活すると解釈されるがどうかと所見したところ

向題は法律上の解釈に移っているがこの見解は正



(3)

との解釈を示されたと傳ふらる自治労役本部では政府の姿勢を注目している関係上同労組としてこれ大納こ水と同様の立場をとつて、るが労働者、法務府、地方自治庁等においては本件に關し未だ具體的を取扱方針が決定してはいない模様である

### 分占後の規約きままる

東芝労連

東芝では過般来集排法に基き全口四十四工場中二十八工場を分離したが、労連では十日十一日全口委員会と商催、改正規約を議決の上分高工場労組の労連参加につき次のとおり決定した、すなわち

規約の全文を承認した組合は残存工場の組合と共に正会員組合とし、さほか決定に束縛されぬ組合を準会員組合とする  
なお十二日に行われた役員改選では委員長進藤寅雄(鶴見)、副委員長宮田房近(堀川

町)、栗林博(小向)各氏が當選、石川委員長をらびに山下、久保兩副委員長は退任した

「一部既報」公會共同斗争委員会の三月改選に呼ぶた電産県支部(横浜市西区高島町)では県下分会に指令して停電スト実施を決定、また十三日午前八時半から二時向昭和電工川崎工場午後一時から二時向東芝柳町工場への送電を停止すると共に防衛隊約三十名を送り、横須賀営業所、同発電分会で北浦賀ドラ、保ヶ谷化学堂等の大口需要者に対して停電ストを実施した  
なお県支部傘下十五分会では委員六六名の改選を終り廿二、三兩日川崎市公民館で斗争方針規約改正、分裂した関配分組(川崎分会、鶴見分会等)に対する態度その他を中心に協議、決定

1. 前号に同封した本誌に關する古論調査票を可及的急速に押返送下さい。  
2. 原稿募集!! (四〇〇字以内、情報その他何にでも可)



(4)

ホテル、料理店、被傭者口際連合、  
 およびアメリカ・バーテンナー口際連  
 合の単位組合規約

労働者労働教育課発行「労働組合  
 の組織と運営」第四章より

一、組合員は組合の承認を得ることなしに同  
 一の会議において同一事項に対し二度より  
 以上発言してはならない（他の例とし  
 ては、いかなる組合員も発言せんとするす  
 べての組合員が発言するまでは同一の向  
 題について一回より多く発言することは  
 出来まいし同意なくしては二回を超えて  
 発言することはできない）

二、組合はいかなる事項に關しても組合員四  
 〇名以上の要求あるときは無記名投票の  
 概会を予える義務を負う

三、動議を提出した組合員は過半数の同意を  
 得てこれを撤回することができ、但し一  
 旦決定を見た動議は全会一致の同意ある場

合のほかこれを撤回することができない

二、一般組合員の演説中にこれを妨げたり又は事  
 務の処理を妨げるために私語したりなどする  
 ことは規則違反と認められる

三、発言中の組合員が議事規則違反問題に向われる  
 ときはその問題が決定するまで着席すること  
 を要し適法と決定したとき発言を続行するこ  
 とができる

- 一、向題が会議にかけられているときは次の動  
 議以外のものを議事にかけることはできない
  - ハ、休会の動議
  - 2、無期延期の動議
  - 3、先決向題の動議
  - 4、付託または再付託の動議
  - 5、修正の動議
  - 6、一定時期に延ばす動議
- 之等の動議はここに列へた順序で優先権を持つ
- 一、向題が決定したときは同じ会議または次の  
 定例会議においてのみ再審議ができる（以下略）



(5)

改正労働組合法履行状況

昭和二十四年十二月三十一日現在までの改正労働組法施行後約七ヶ月における同法履行状況は労働省労政局の発表によれば次のとおりとなっている

一、労働組法第二条第一号

(1) 組合から利益代表者を排除したもの

単位組合 二〇、二三二(九一、〇%)

連合体 一、四五二(八八、三%)

(2) 法に適合する意志を持ち利益代表者の排除につき検討中のもの

単位組合 一、九七六(八、八%)

連合体 一九一(二、六%)

(3) (2)項のうちで現に利益代表者の排除につき検討中のものが近く排除し終る予定のもの

単位組合 六九六(三、一%)

連合体 五四(三、三%)

(4) 利益代表者を含みながら排除しない意志を明白に表示したもの

二、労働組法第二条第二号

(1) 使用者からの経理上の援助を既に排除したもの

単位組合 二〇、七九二(九三、五%)

連合体 一、五〇六(九一、六%)

(2) 現在経理上の援助を受けているがこれを排除する意志をもつ検討中のもの

単位組合 一、四二八(六、四%)

連合体 一三六(八、三%)

(3) (2)項のうちで現に経理上の援助の排除に着手しているもの

単位組合 四六九(二、一%)

連合体 三六(〇、二%)

(4) 現に経理上の援助を受けたり今後これを排除する意志のないことを明白に表示したもの

単位組合 二二(〇、一%)

連合体 二(〇、一%)

三、労働組法第五条第二項



(6)

(1) 前項の規約必要記載事項を既に規約に規定したものの

単位組合 一〇、〇四三(四五、二%)

連合体 一、七七六(四七、二%)

(2) 必要記載事項を規約に規定する意志を持つものの

単位組合 一、二〇八七(五四、三%)

連合体 八三九(五一、〇%)

(3) 前項のうち規約改正について準備中のもの

単位組合 三、六七四(一六、五%)

連合体 一九九(一二、一%)

(4) 必要記載事項を規約に規定する意志のないことを明白に表示したものの

単位組合 一一二(〇、五%)

連合体 二九(一、八%)

●●● 労働協約改訂を阻むもの ●●●

協約改訂をめぐり労使関係の調査結果報告(労働省労政局)

昭和二十三年十二月二十二日、労働省は民主的労働

組合および民主的労働関係の助長に関する通牒を発表したがその中で労働協約に關しては八項目に亘る改善案を指示し法三三章的労働協約を改訂するように勧奨した、これを機縁に労働協約改訂問題は昨年初頭より昭和二十四年度における労使関係の一課題として提起せられ本年が労働協約の全面的改訂の年となるべきことが期待された、特にその後労働組合法の改正を見るに及んでは組合活動、組合事務専従者、組合員の範囲等、直接に協約の改正を必要とする事項も生じ労働協約改訂は差し迫った問題となった

このようにしていきの企業においても協約改訂の申入が行はれ協約改訂案が示され協約改訂のための団体交渉が開かれたが一方においては改訂法による協約期間の自動延長制限の規定と一時経済情勢乃至使用者側の態度の変化とが相俟って無協約状態を現出したものも多かつた、かくてその中には後未と面目を一新せる労働協約が平和裡に締結されたところも見られるけれども(その小には概ね経営状態が良好な労働組合も亦穩健な立場をとっているところが多し、よ、ある)大部分の企業においては労働協約の改訂を見ぬま、



(7)

本年を迎えておりその中には交渉に付きつまりを生じたまま、放置されたり或は無償協約状態を継続して、まもなく少くなくたうではないかと考へられるのである。このような事態は一体何と原因として惹起されているのであろうか、昨年十一月末現在における各都道府県の実態調査の結果を総合すればその間の事情は以下々如くである

(註) 1. 本件調査は概ね従業員五〇名程度以上の企業であつて労働協約締結の交渉が行きつまずり停頓状態にあるものを対象としている。即ち十一月末日現在労働協約改訂の交渉に障害を生じ進行の妨げられているものと対象としているが過去において交渉が行われたがまとまらずその後無交渉のまま、放置されているもの、現在交渉が行われてはいるが特に停頓状態にあると云えぬものは含まれていない

2. 仮えは口鉄、電産の支部のようにその上級全労組組合が協約を締結していたり或は現在締結しようとして交渉を行っている下部単

位組合が一方当事者となつてゐるものも除外してゐる。従つてこゝに調査対象となつたものは協約の改訂締結をめぐる問題を生じている事例の一端を示すにとゞまる

- ニ、労働協約改訂の交渉に行きつまずりを生じしめた理由は大別して(1)労働協約条項以外の事情に基くものと(2)労働協約条項そのものに原因するものとなる
- (1) 労働協約条項以外の原因は交渉が阻害されてゐるものを本調査対象から見て見れば総件数三〇三件中七〇件が之を分類すれば
- (1) 人員整理、賃金逸脱、越年賃金等の問題が交渉途上において発生しそのための協約の交渉が中断してゐるもの 二五
- (2) 労使間の協約に対する態度に原因するもの 二八
- (3) 労働協約の効力についての紛争によるもの 八
- (4) 当事者乃至交渉の相手方に關する争いによるもの 九
- (5) 次に協約中の或る条項について労使間の意見が喰ひちがつて妥協案に至らなかつたために交渉が行きつまずつてゐる例としては
- (1) 経営権 この問題は最も数の多いもの、一つであ



(8)

る、会社側はいわゆる経営権は使用者の絶対的権利であつて組合の干渉は許されぬものであると主張し、これに対して組合は経営権と云つても法律に裏付けられた権利ではなく経営について一切組合のタッチを拒むことは不当である、組合員に重大影響を及ぼすことについては組合の承認が必要であるとしてゆずりない、さらに進んでは経営民主化のために、又基本的人権に基いて労働者の経営に対する参加を認むべきであると主張し、その他会社の経理内容の公開が問題となつてゐる事例もある、これらの中には人事或は取制機構の改廃、人員の削減、会社の解散、資産の譲渡等の具体的問題についてどの程度組合の関与を認めるか、ということで争つてゐるものもあるけれども、経営権とは組合が一切干渉し得ない絶対的権利であるか、どうかというような経営権なる概念をめぐり抽象的争いに終始し、一歩も進捗を見ぬものが多数を占めるように見受けられる

四 組合員の範囲 (説明略)

(註: 同一事件であつて二つ以上の条項が争点となつてゐる場合があるため合計は件数統計と一致せず)

原因別	原因とするもの										それ以外の原因によるもの					
	経営権の分化	組合員の範囲	シヨツプ制	組合活動	平和条項	株主金	退職金	労働時間	労働条件	その他	労使の協約に 対する態度に よるもの	人員整理等の 経営事情に よるもの	協約の効力に 関する争いに よるもの	協約当事者に よるもの		
件数	49	15	53	53	18	26	11	27	37	12	17	7	25	28	8	9

- (一) シヨツプ制 (全上)
- (二) 組合活動 (全上)
- (三) 経営協議会機能の分化 (全上)
- (四) 平和条項 このうちには協約の有効期間中は一切争議をしないという絶対的平和義務、およびいわゆる相対平和義務を協約中に定めておくことを会社が主張するのに対して組合がこれを呑みぬたり交渉が行きつまつてゐるもの、争議行為不参加者、争議中の会社施設内への出入等のいわゆる争議協定に関するものが多い
- (五) 人 事 (説明略)
- (六) 賃金その他狭義の労働条件 (全上)
- (七) その他 (全上)

紙面の都合で大部分を省略しましたが、本件につき御不明の点は直接本課宛に照会下さい



# 川崎市労働情報

No. 9

1950 4 1

△ 発行所

川崎市砂子二丁目五八番地

○ 川崎市役所労働課

〒二五二一七

△ 編集兼発行人

海野才知

## 賃下げ等でスト権行使か

東京製鋼川崎工場

東京製鋼川崎工場（市内河原町一、従業員八〇〇名、ワイヤーロープ製造）では昨年十二月十二日第十三回生産委員会（経営協議会）において会社側から左記各項を含む十五項目を提案した。

- 1. 実働八時間制（現行七時間）
- 2. 給与水準引下げ（現行の二割引下げ）
- 3. 労働協約改訂
- 4. 組合費の一部を組合から除外すること
- 5. 組合事務所その他の賃貸借料

これに対して組合側（龍同盟神奈川会系加盟）は一応の回答をすむと共に協議延期を申入れ、二月十四日からの生産委員会を再開、爾後主として労働時間延長問題につき協議中とのこと。三月十五日に至り会社側は入賞整理へ取組、備員八〇名、鋼索工員三〇〇名、麻橋工員七〇名、計四五〇名）に関する追加提案を

行ったので労働間の紛争は急速に表面化し、組合側は三月十八日声明書を発表すると同時に会社側の正式回答を待つて斗争態勢を整備することになった。

川崎支部においては三月二十七日臨時大会を開催し七二八票対一二票（無効二票）を以てストを可決したがこの外の支部においても大要次のとおりストを支持する空気がつよい

- 小倉 八〇六票 対 一一九票
- 鹿沼（栃木） 七八票
- 新塚（愛知） 一八〇票
- 本社（東京） 一六票
- 三九票
- 一〇票（無効三票）
- 三八票（無効二票）
- 三九票

三月廿九日からの生産委員会を持ち若し決裂の場合はスト権を行使するものと予想されておられ今後の成行が注目される。

## 希望退職二〇名で解決

東京製鋼株式会社

〔既報〕去る二月一日から三〇名入賞整理案を検討中の東京製鋼株式会社（京町二ノ四八、特約製造）では会社側が一貫提案を撤回し、形勢を整理して、去る三月

(1)



(2)

月十日頃問題が再燃し会社側は改めて概要左記のと  
おり労組へ座別金額加盟、組合員一〇九名に申入  
を行つた。

一、三〇名を基準として入費整理を行う

二、退職希望者は三月二十五日午後三時までに申入  
ること

こと

三、退職希望者数と整理予定人員数とが適不足あると  
きは会社側において該当者を選抜すること

四、退職希望者については

五、退職手当については

(1) 勤続一年未満の者 予否手当として平均賃金四  
五五分へ整理発給の要日支  
再う)

(2) 勤続一年以上の者 一ヶ年につき平均賃金二二  
五五分を右に加算へ一週間  
以内に支拂う)

(3) (1)(2)の外従来の賃金運轉分は二週間以内に支拂  
う)

之に對して全従業員中五八名が希望退職を申すとの  
で今後会社側がこの内から三〇名を選定して解決す  
るものと見られてゐる。なお組合側では二〇、二二、  
二四、二六日殆ど連日大会を開催して討議した結果  
本件を承認する事に決定し二六日会社側との間に協  
定書に捺調印を終えた。

日本自動車川崎工場(大野河原田町四五七三、バス車  
庫製造)では労組(全自動車加盟、組合員二〇四名)  
が三月二十八日臨時大会を開催、満場一致で手取九、〇  
〇円までの賃上を可決、三十一日会社側に要求す  
る。因みに現在現は九、五〇〇円

### 手取九、〇〇〇円まで賃上げ要求

日本自動車川崎工場

### 再建委員会の検討に俟つ

東京時計株式会社

〔就報〕退解問題から引継ぎ全従業員約二分の一  
一人賃整理にまで発展して紛争中の東京時計株式会社  
(市内二子六三、従業員二一三名)ではこのほど労使  
双方各五名を以て構成する会社再建委員会を設置し各  
面の問題について討議すること、及び相方の歩み寄り  
が予想されてゐる。なお約一週間に亘り実質的スト状  
態にあつた職場も完全に中止され、大々平常にお  
り就労してゐると伝えられる。

### 要求五〇%貫徹で女結

富士電機川崎工場

〔就報〕去る三月十日以来現行給与一割増をめぐつて  
田交中の富士電機川崎工場(田辺新田一、従業員一、六〇



(3)

- 1. 労働協約の修正(た)と(え)は2/3×1/2、(か)は1/2×1/2
- 2. 労働協約の修正(た)と(え)は2/3×1/2、(か)は1/2×1/2
- 3. 労働協約の修正(た)と(え)は2/3×1/2、(か)は1/2×1/2

神奈川労働地方労働委員会(横浜市神奈川労働会館)で取組んだ労働組合資格審査案件数は昭和二十四年七月四日から同二十五年三月十五日までの六四件、その内訳は次のとおり

1. 審査をパスした者 三九  
 2. 自発的に取下げたもの(審査中不当労働行為が解決した場合等) 一九  
 3. 目下審査中 六

次に主要な修正点としては

- 1. 法第二條関係
- (1) 非組合員の範囲
- (2) 使用看測より経費援助
- (3) 専従者
- (4) 母関中の組合活動
- (5) その他

2. 従業員選挙

3. 罷業権行使

4. 規約改正(た)と(え)は2/3×1/2、(か)は1/2×1/2

5. 法人登記のためのもの

6. 労働協約のためのもの

7. 調停仲裁のためのもの

◆地労委の資格審査は

どうなっているか

〇名)では二七日に至り労組(総同盟神奈川会)加盟との間に左の条件により妥協が成った

1. 一時金については五月中に総額二〇〇万円(平均約四〇〇円)を支拂う、分配方法は基本給五〇%

2. 昇給については五月二一日総額一六〇万円(平均約三五〇円)を実施する(要支給は平均七六〇円)

四二  
一〇二

2. 失業傾向

三月の推定失業者数及求取見込数は次表の如くである。

性別	1月				2月				3月				4月			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計	11,466	10,222	1,244	10,000	9,999	1,001	10,000	9,999	1,001	10,000	9,999	1,001	10,000	9,999	1,001	
男	10,222	10,000	222	10,000	9,999	1	10,000	9,999	1	10,000	9,999	1	10,000	9,999	1	
女	1,244	222	1,022	1,000	2	1,000	1,000	2	1,000	1,000	2	1,000	1,000	2	1,000	

本市における失業、雇用者の状況等は

本市における失業、雇用者の状況等は

三月の調査(三月十五日現在)によれば概算下記の

とおりとなっている

1. 雇傭労働者及需要見込

一月管内主要工場の新築増設を雇傭状況調査より

見ると次表の如くである。

どうなっているか?

本市における失業、雇用状況等は

5. 地労委の必要に応じて行われるもの

6. 労働協約を請求してから決定までの所要期間が平均二〇日となっている



性別	世帯	世帯数	当月中の増減		大取戻込		減	
			増	減	増	減	増	減
男		1,283	1,411		1,082	2,526	3,608	
女		2,853	1,98		4,03	941	1,345	

雇用状態調査より  
 増減率取算率より失業傾向を窺ふと次表の如くである。

率	性別	24年1月		24年2月		25年1月	
		計	男	計	男	計	男
増		0.59	0.57	0.82	0.72	0.71	0.78
減		1.76	1.52	2.35	2.88	0.77	1.58
差		-1.17	-0.95	-2.53	-0.16	-0.06	-0.80
							-0.34
							-0.28
							70.64

3. 中小企業の雇用状況

全国的に中小企業の危機が叫ばれているが、之は今にはおさまつた事ではなく昨年乗船が不振進行不振による金詰りから次第に若しくなつて来て居る、たゞこの三月前後は微脱と昨年未だに振替の形の手形決済期が重なるつて居る事等、あらゆる業種にわたり苦境が全国的に一般化して来た事から三月危機的様相を呈しはじめて居る。管内に於ても80%が中小工場で軍需下請から転換した工場が約半に依る官需の急減と地方疎開の大工場の閉鎖で下請仕事はなくなつたと云うものが多く機械器具工業は大半比の操業率因不閉鎖休業等は名目的に操業して居る現況で又一面仕事はあるが、かつての問屋機能が失われていた為融資の途がないとか大工場の支持が悪い為に運転資金が統かないものも相当数にのぼる。しかもこの仕事が増入札制に依る為中小企業主は僅かの産用金をかゝえてその維持に四苦八苦し多角経営に依り何とか資金の回転を行つて中小企業維持のねばりで何とか持ちこたえ様と苦しんで居ると云うのが

実情である。  
 4. 産別別収入  
 二月中受付の産別別収入を業種別に示す。

業種	計	24年1月		24年2月		25年1月	
		計	男	計	男	計	男
電	16	13	2	83	100	2	200
金	65	60	5	100	5	72	
鉄	140	99	41	100	19	28	
何	25	22	3	119	42	156	
化	98	53	45	252	10	48	
製	8	5	3	114	16	52	
食	4	4	0	130	5	47	
建	13	2	11	130	6	500	
運	3	1	2	18	12	61	
公	14	13	1	467	14	2	
計	7	6	1	21	560	196	

5. 雇研及日産の紹介状況

臨時及日産の紹介状況は次の如くである。即ち有効求人は一ヶ月約三分増加したが新規求人は三〇%と大中に増加し常用求人の困難化は高取看番は失業者が日産に投到して来る事を物語りもので深刻な失業傾向と考へらる。

業種	計	24年1月		24年2月		25年1月	
		計	男	計	男	計	男
計	3263	3160	103	4008	3265	3285	
男	2130	2207	77	2619	2151	2267	
女	1103	953	150	1449	1115	1018	

高常用求取者より日産へ転向したものは一月一〇八名が二月には四一三名と急増して居る。充足状



(5)

況は一二月共殆ど一〇〇%の充足を示して居る。以上を各事業毎に分けて示すと次の如くである。

月別	区別	大		中		小		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額			
1月	大	12	3,784	8	3,093	3	413	278	3,784	2,805
1月	中	16	4,920	14	4,600	1	145	22	4,920	3,633
1月	小	1	20,000	1	20,000			1	20,000	0
2月	大	29	4,277	23	3,554	4	423	300	4,277	3,168
2月	中	16	6,560	14	6,296	1	145	22	6,560	3,353
2月	小	1	20,000	1	20,000			1	20,000	0
計	大	41	12,561	36	11,463	8	1,081	501	12,561	9,526
計	中	32	11,480	28	10,896	2	290	44	11,480	7,016
計	小	2	20,000	2	20,000			2	20,000	0

即ち日産労働者の就業状況の八五%は失業対策事業の就労で現在失業者は川崎市及び神奈川県の二つの事業主体の下に行われて居る。その二月に於ける状況は次表の通りである。

月別	事業主体数	事業種別	就業人数	失業対策事業	日産労働者
2月	8	1,200	1,537	918	1,262

本二月末現在に於ける登録求人は男三、〇〇〇名、女一、五〇〇名で計四、五〇〇名で登録求人に一度も当てられない者を除いても三日に一度位の就労状況である。雇用状態調査より一月分の雇用状況及び日産労働者の雇用状況を産業別に見ると次の如くである。

産業別	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大	558	240	213	55	7	277
中	492	267	162	54	7	184
小	46	173	51	1	0	93

即ち各産業別の事業種別の求人が影響するが金属工業が三十分の主位を占めて居るが食料品工業が前月に引続き事業所当りの雇用費でトップと云へる。

●各事業場における

賃金還拂の現況はどうか

本市内所在の各事業場における賃金還拂の現況については川崎労働基準監督署の調査（昭和二十五年二月分）によれば大略次のよう実態を示している。

区分	不押事業場	措置状況					計	全額返付の件数	一部返付の件数	支拂としない件数	計	差引不押事業場
		調査中のもの	返付中のもの	送検したもの	計	計						
大	件数	12	8	3		1	12	1	10	1	12	11
	対象労働者数	3,784	3,093	413		278	3,784	979	2,527	278	3,784	2,805
	金額	41,742,405	31,713,484	5,866,314		4,162,606	41,742,405	5,203,921	14,948,418	4,162,606	41,742,405	21,590,066
中	件数	16	14	1		1	16	4	9	3	16	12
	対象労働者数	492	460	10		22	492	129	290	73	492	363
	金額	6,560,976	6,296,881	145,165		118,930	6,560,976	1,251,426	1,755,825	507,275	6,560,976	3,353,664
小	件数	1	1				1	1			1	0
	対象労働者数	1	1				1	1			1	0
	金額	20,000	20,000				20,000	20,000			20,000	0
計	件数	29	23	4		2	29	5	19	4	29	23
	対象労働者数	4,277	3,554	423		300	4,277	1,109	2,817	351	4,277	3,168
	金額	48,323,381	38,030,365	6,011,479		4,281,536	48,323,381	6,675,407	16,704,243	4,669,881	48,323,381	24,943,730

賃金不押事件措置状況表

第一表



(6)

貸付手続事業の状況 第二表

区分	大		中		小		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1ヶ月未満	1	979	1	979	1	64	1	55
1ヶ月以上3ヶ月未満	1	979	2	413	3	64	1	10
3ヶ月以上6ヶ月未満	1	979	3	398	2	96	1	3
6ヶ月以上1年以上	1	979	4	1,450	2	57	1	272
1年以上	1	979	5	2,115	2	57	1	272
合計	5	4,944	12	3,222	8	215	5	1,041

産業別、提供別、原因別貸付金不付状況

産業別	提供別	原因別	不付金額								使用済として支拂わしめ金額		
			A	B	C	D	E	F	G	H			
製造工業	機械器具業	機械器具業				3						999,760	214,789
		繊維工業					1					859,090	213,626
		その他の業	1	1	2			1		1		5,803,921	5,233,921
										1	20,000	20,000	
土木建築工業	建築工業									1	10,000	10,000	
合計			1	6	1	8			5	1	7,692,711	5,692,336	

第三表

備考

(1) 原因別は次の区分とする  
 A、金融難 B、政府支拂遅延 C、補給金の打切り D、売掛代金の回収難 E、税金の支拂 F、販売不振 G、その他の経営不振 H、その他

(2) 規模別は次の区分とする  
 大 一〇〇人以上 中 百〜九十九人 小 九人以下

(3) 金額については以下省略



# 川崎市労働情報

No. 11  
1950. 4. 15

△發行所  
川崎市砂子一丁目五八番地  
○川崎市役所労働課  
〒二五二一七  
△編輯兼發行人  
海野才知

## 中労委へ幹旋を申請

東京製鋼川崎工場

〔既報〕給与水準引下げ、人食整理、労働時間延長等々交渉中の東京製鋼川崎工場（市内河原町一）では三月末日を以て失効する労働協約につき一応四月十五日まで延長しその間に同盟を解決しようとする努力が掛けられていたが、爾後の再延長に關して七日組合側から申入を行ったのに対し会社側では十日之を拒否する旨回答したので、組合（総同盟全国金属加盟）では同日附を以て中実労働委員会へ幹旋申請書を提出した、申請書概要を左のとおり

### 幹旋申請書

東京製鋼株式会社は前東京製鋼労働組合に対し昭和二十四年十二月十二日左記(1)(2)(3)(4)号議案を提示し昭和二十五年二月二十八日より審議に入りたるところ又々三月十五日(5)号議案を追加して提案し組合は会社との間に四月七日まで十二回に亘り誠意を以て

本問題を解決せしむべく生産委員会交渉経過（別添）に記す如き努力を拂いたるも事毎に会社側との間に死解の相違を来し妥協に至らず労働関係調整法に定むる規定に基づき幹旋を申請いたします

### 幹旋申請事項

- (1) 夜勤八時間制実施に關する件
- (2) 給与水準に關する件
- (3) 給与体系改正に關する件
- (4) 能率給改正に關する件
- (5) 人食整理に關する件

幹旋申請事項の詳細は別紙による  
参考資料は別に添付する

昭和二十五年四月十日

東京製鋼労働組合

組合長 小林森太郎

中実労働委員会委員長 末弘巖太郎殿

なお労働組では三月末圧制的多数でストを決議して



(2)

### 法規運営に関して陳情書

川崎建設工業労組

川崎建設工業労組組合（市内宮本町七一、一三一組合約一七〇〇名）では賃金の中間搾取、労務加配、税金、保険、労務供給等の諸問題を中心に主として労組組合法、労務基準法、取業安定法その他法規運営に関して労組側は、関係各方面に陳情書を提出し先般未だ解決は交渉を待つて居る。

### 資金難で他社に合流か

川崎鉄工株式会社

川崎鉄工株式会社（市内浜町四丁目三七、起重機及び運搬機械製造）では昨年以來運転がつかず最新二・五ヶ月分に達したので労組へ七三名、川崎地区労組と交渉中であつたが、両内ならびに海外（台湾）からの受注による売掛金がいづれも銀行によつて遅押えられる等経営的に苦境に立つに至り従来の運轉分清算を条件として操業を一旦停止すること、なつた、組合側でも実質的には之を瞭解しているものゝ近日中に日本開発機株式会社（横浜市鶴見区市場町一・一五〇）に合流するはず。

### 五月五日以降スト権獲得

京浜急行労組川崎分会

京浜急行労組組合（組合員三二八〇名、私鉄総連加盟）では去る二月十五日一月以降の賃金ベースを一〇、六〇〇円に引上げるべく要求提申中であつたが会社側ではこれに対して左記三項を含む申入を行つた（新定賃制実施（現行三二八〇名を三〇〇名とする）但し配属無換、係長会社への転籍等により生活に脅威を与えない）

2. 勤務制度（現行七時間を実働八時間にす）  
3. 会社機構の改革

右企業合理化案につき労使間に団体交渉が持たれておいたところ労組では三月三十一日横浜市鶴見において臨時大会を開催の上この会社側提案を拒否することとを決定し四月五日中央労務委員会へ提申することとなつた、中労委ではこれを受理すると共に目下組合資格を審査中であるがこれにより労組としては五月五日以降スト権獲得することになり成行が注目されて居る。

同労組傘下の川崎分会（市内堀川町二九、六二八名）でも本部と同調するものと見られる。



(3)

### ●●●メーデー準備着々進む●●●

川崎地区統一メーデー対策懇談会  
 川崎地区統一メーデー対策懇談会は四月六日川鉄労組において左記三十八団体が参加し議長昭電川崎(吉兵)、副議長地区労(秋葉)、富士電機(内藤)を夫々選出の上開催された。

川鉄、地区労、市役、全連川崎、富士電機、昭電川崎、国鉄川崎、東京機械、昭電電線、日立川崎、電産飛菱、コロンビア、タンザロイ、三菱石油、徳水ガラス、池貝自動車、特殊製鋼、電産鶴見、新国産製鋼、東京時計、東京プレス、東芝福川町(全属)、全上(新産別)、東芝柳町、池貝清口、日空製鋼、富士通信、いすゞ川崎、新日本清造、池貝神明、三菱化工機、国鉄新鶴見車掌、全上検車、国鉄川崎建築、全上検車、国鉄茨川崎機関、朝鮮女性同盟、日湖視察協会、

また神奈川県統一メーデー対策に關する経過報告が行われ、次いで神奈川県統一メーデー対策が積極に乗り上げている実情に鑑み川崎地区ではどうするかにつき各労組から意見が開陳され討論として「川崎地区はあくまで統一して行う、縣内問題としてみた

安も運営方法によつて円滑に推進することとなり、具体的問題についではそのとおり決定した。

基本方針

第二十一回メーデーは統一メーデーを行う

A. 統一メーデー

イ スローガンは下部から持ち寄り統一する(実行委員会にて選定する)

(註) 中実(縣の意)のスローガンはそのまゝもつてくる。

ロ 統一メーデーの意義を宣伝啓蒙し徹底する

ハ メーデーの斗争目標を自由と平和と独立の

ための全面講和におく。

ニ 実行委員会、地区実行委員会、職場居住実行委員会を組織する

C. メーデー大会の組織

イ 大会は全縣一本を目標におく

ロ 地区事情により地区開催するも可

ハ 文化祭は各職場居住各地に大々的に挙行するようにする

#### 2. 開催地

富士鹿公園広場とする

尚阿所並に解散場所と予定される秋葉広場の二ヶ所はすでに地区労の名に於てメーデー用として備



(4)

用済みのこと。  
J. 会費

1. 費用は会費として集った金額を一応中央に納入、  
こゝから川崎に選附する形をとる(例年の通り)  
口、会費予定は組合員一人当三円位と思われる(未  
定)

ハ、縣の対策決定とにらみ合わせてその金額の確定  
徴収方法を決定、実行委員会にて各労組に通知  
すること。

ニ、会費が入るまでの諸費用は昨年度のメーデー費  
用残金一〇、〇〇〇円(地区労保管)を以てこれ  
を使用すること。

ホ、本四月六日迄に要したメーデー関係諸費用(招  
請状返付電報、印刷料)は実行委にて会計処理  
をすること。

4. 宣伝

中央の決定をまつてから実行委員会で行うこと。

5. スローガン

基本方針決定に基いて今回の実行委に持ち寄り選  
定する、勿論中央の分を含める。

6. 実行委員会の設置

機構分掌については次回実行委で決める  
民主団体は実行委の構成メンバーとはしない。メ

7. 其の他

1. デー大会に参加することは歓迎する。  
民主団体は選附の面で実行委員会がやつてゆく。

A. 事務所……市役所内におく(その交渉は川崎市  
労組に依頼、次回までに回答する)  
さまらまでは市役所三階の市役組事  
務所を連絡場所とする。

B. 統一への要望……本日の川崎地区統一メーデー  
懇談会の結論に基づき、標に於ても  
更に統一への努力を要望すべく、民  
労共斗委並に縣労会議に要望書を本  
日参加団体の名に於て行う、文案、  
実行は議長團一任。

C. 内外への声明……本日の会議の結果を分裂メー  
デーを心配する市内労働者民主団体  
に声明する、議長團一任。

D. 次回実行委……次回第一回実行委員会左記によ  
り行う。  
四月十日午前十時 於雨芝堀川分会  
(金馬)

議題 持ちこし議題、実行委員会機  
構、役員決定、事務所の件、  
要望書提出経過報告、スロー



(5)

ガン決定、其の他。  
お全縣一本化に對する要請書は川崎地区統一メー  
デー対策懇談会の名を以て神奈川縣民主的労働組合  
共同斗争委員会ならびに神奈川縣労働組合協議会手  
次され云

さらに第一回実行委員会は四月十日午前十時から東  
芝堀川町労働組(新産別)において開催され主として  
スロ―ガンその他各議案について審議したがスロ―  
ガンに關しては各労働提案に相当懸隔があるのでは  
あるに非せず小委員会を決定の上次回実行委員会を確  
認することゝなつた模様、なお十三、十四、十五日  
と引籠り委員会が持たれるはず。

### 紹介業務を一時中止

恥安中原地区出張所

川崎土建一社労働組(市内堀川町二五)の中原地区勞  
務者は昨日未完全就労その他の各種要求を掲げて取  
業安定所中原出張所と交渉中であつたが四月六日の  
面談交渉に於て安定所側は所長声明を發すると共に  
左記條件を提案した

1、安定所に対して全面的に協力する  
2、中原地区常駐の所員は紹介業務のみを担当してい

るので交渉権を持たない、従つて交渉を欲する場  
合には予め日時を示して、安定所(市内中原町一)  
五二)まで来ること  
行に對して労働者側は次のように回答した  
人受部

2、交渉権を有する所員を一週二回中原地区に派遣す  
ること

安定所側は之を不満として退席、交渉は決裂するに  
至つたので緊急失業対策法施行規則第五條第三号の  
適用につき労働省の談解を得た後七日朝から中原地  
区における紹介業務を一時停止することゝなつたが  
その後同日午後四時半に至り次の條件で両者間に  
解決成立した。その業務が再開された  
3、所長及び責任者が一週一回程度事務に支障のない  
がかり現地に出張する

### 失業対策事業

### 就労予定人員は?

昭和二十五年年度第一・四半期分

昭和二十五年年度第一・四半期分就労人員割当数を当初  
予算について見ると大要下記のとおりとなつてい



(6)

(括弧内実人数)

川崎	一三〇〇(四七〇〇)
磯崎	一六〇〇(一八四三〇)
磯須賀	二六〇
手塚	二〇〇
小田原	三〇〇
相模原	一〇〇
藤沢	五〇

### 各労働組合へのお知らせ

川崎市労働問題研究会設置の件については左記文書を平紙第七号に同封してお知らせ済みで、多数お申込をいただきありがとうございます。徴金趣旨の徹底を欠いた点がありますので誠に再録いたします。どうか奮って御参加を願います。

本市においては一昨年度以来労働法現研究会を以て各位と共に健全なる労働運動の発展に資すべく努力して参りましたが、今後従来よりも更に研究討議を拡張し川崎市労働問題研究会(仮称)を左記要綱によつて設置することになりましたので奮って御加入の上自由に変更応答、研究討論をされるようお願い申し上げます。

記

茅ヶ崎	五〇
小計	三八六〇
右の外に神奈川県教育で実施する分として	
磯崎	八八〇
川崎	四〇〇
磯須賀	一四〇
小計	一、四二〇
総計	五、二八〇

#### 一 研究対象

#### 二 事業内容

#### 三 会費

一 研究対象  
 広く一般労働問題、特に当該時期における重要問題(たとえば国鉄裁定、三月政務、等々)

二 事業内容  
 1. 講演会(年二、四回)  
 2. 座談会(月三回行い、毎回講師を元ば、荏原、長瀬、都立、吉野等の諸氏を兼り、パンフレット発行)

三 会費  
 1. 一、〇〇〇名以上二、〇〇〇円  
 2. 五〇〇名以上一、五〇〇円  
 3. 五〇〇名未満五〇〇円(以上いずれも月額)

(註)以上はすべて試算であり、四月下旬開催予定の第一回会費を希望者が民主的に討議決定していただくかと思ひます。

なお加入申込書は左記様式によつて労働課第一係宛にお申込み下さい。

一 組合名、二 所在地、三 組合員数、四 本会関係事務責任者氏名、

右により貴会に加入方申込みます

昭和二十五年 月 日